

第63回運営委員会の協議状況

日時 平成18年9月13日(水)13:30~17:00
場所 宝塚市男女共同参画センター
出席者 (委員)松本(誠)、川谷、岡田、佐々木、中川、村岡、田村、
奥西、伊藤、加藤、酒井、谷田、土谷
(河川管理者)田中、森田、渡邊、前川、前田、西村、合田
(事務局)林、長尾、植田、木本

内容(協議結果)

1 議題、運営調整(提言書の広報、周知等)

協議した結果、次の事項を確認した。

- 1) 本日から運営委員会の議事要旨を事務局で作成し、主要な意見等が分かるような資料として公開するものとする。
- 2) 委員会提言提出後の知事定例記者会見の内容等について、質疑を行った。
 - Q1 河川整備計画原案の作成スケジュールについて、第49回流域委員会(8月30日)までの説明と、知事記者会見(8月31日)以降の説明が異なった経過
 - A1 今後のスケジュールの内容については概ね承知していたが、知事の政策判断で決定される内容であることから、知事が直接発表されるまでは最終結論として説明できないため、一般に公開されている第49回流域委員会では報告できなかった。
 - Q2 河川整備計画原案作成に3年間必要となった理由
 - A2 河川整備計画の具体化のためには、以下のことから、3年間は必要と判断した。
 - ・ 流域対策の実現性を、総合治水対策連絡協議会(仮称、流域7市との協議会)で検討する必要がある。
 - ・ 既存ダムの治水活用の実現性を、既存ダム活用協議会(仮称、既存ダムを管理運用する自治体等の担当者との協議会)で検討する必要がある。
 - ・ 提言書をふまえ、武庫川峡谷で新規ダム建設をおこなった場合の環境調査を行う必要がある。
 - Q3 流域委員会は整備計画の目標流量は確率規模では表さず、流量で説明すると再三にわたって確認し、提言書にも明記しているが、知事の記者会見時(8月31日)に、整備計画の目標を、流量ではなく雨量確率で説明していた理由
 - A3 担当部局からは流量で知事に説明したが、知事は「流量ではわからない」と、目標流量よりも雨量確率のほうが県民にはわかりやすいと知事は判断したと思われる。
 - Q4 河川審議会の中に専門部会を設けるとあるが、新たに設けるのか。また、整備計画は河川審議会への諮問事項ではないのに、専門部会で整備計画を検討する可能性は制度的にあるのか。
 - A4 同審議会に専門部会は現在ないが、条例に基づき設ける予定である。部会が整備計画を検討するかどうかについては、現在検討、調整中である。
 - Q5 流域委員会の審議の中では、ダムの環境影響調査費は県単独でも付けられないとしていたが、今回3年かけて行う調査の予算はどのように確保したのか。また、方針転換したのはいつ時点か。
 - A5 提言の中で、「新規ダム選択が可能かどうかを判断するためには調査が必要」とされたため、緊急対策(県単独事業)として調査を行うこととした。
 - Q6 これまで提言書を早く出すよう要請してきたことと、委員任期を今後3年延ばし

たこととは、齟齬があるのではないのか。

A6 任期を6月までとしていた時点では、県が原案を示して委員会から提言をいただく予定であったが、その後、原案作成に時間を要することが明らかになったため、8月に原案作成のための提言をいただき、それから県が原案を作成し、原案に対する提言をいただく2段階方式としたことから、齟齬はない。

Q7 武庫川峡谷の環境調査の予算はどのくらいか。

A7 3か年で1億6千万円である。

Q8 武庫川峡谷の環境調査費用は、河川改修事業費の内数か。

A8 河川改修の事業費から流用するわけではない。全く別の予算だ。

Q9 武庫川峡谷の環境調査より、例えば水田貯留についての検討など、他にお金をかけたほうがよいのではないか。

A9 武庫川緊急治水対策では、流域対策や既存ダムの検討も進める。

Q10 武庫川緊急治水対策の内容はどのようなものか。

A10 以下のとおり。

- ・ 住民への説明会：150万円（リーフレット印刷費）
- ・ 総合治水対策連絡協議会（仮称）の設置、既存ダム活用協議会（仮称）
- ・ 既存ダム活用方策の検討：全体4千万円（うちH18；1,500万円）
- ・ 流域対策の検討調査：全体2千万円（うちH18；500万円）
- ・ 武庫川峡谷環境調査：1億6千万円

Q11 武庫川カルテの整備費は、武庫川緊急治水対策に含まれているのか。

A11 武庫川緊急治水対策には含まれていない。

Q12 堤防強化は武庫川緊急治水対策に含まれているのか。

A12 含まれていない。これまでの説明どおり既存事業で実施していく。

Q13 全体計画による事業は平成22年で終了するのか。

A13 平成22年では終了しない。河川整備計画ができるまでは、手戻りのない範囲で事業を進めていく。

Q14 整備計画の原案を作るために3年間かけて調査検討を行うのなら、提言でも指摘しているように「流量観測」を行い、「基本高水」や「現況流下能力」の検証・見直しをするべきではないか。

A14 流量観測は、これまでも洪水時には実施する体制をとっている。3年間に大きな洪水がなければ実施できないので、緊急対策に盛り込む内容ではない。

Q15 知事の記者会見での1/18とは3450m³/sを指しているのか。

A15 そのとおりである。

Q16 西宮市長が議会で、現行の1/17から1/30に引き上げることを県に要望したと答弁しているが、1/17はおかしいのではないか。

A16 「現行の」とは、全体計画における計画規模を指していると考えられる。

Q17 総合治水対策連絡協議会では、整備計画の目標について雨量確率で議論する予定か。

A17 雨量確率で議論するのはケースバイケースになると考えられる。

Q18 武庫川緊急治水対策はいつ決まったのか。

A18 9月の初めである。

Q19 提言書内容の検討・検証は、河川管理者ではなく総合治水対策連絡協議会で判断するのか。

A19 関係部局も協議会に入ってもらって、そこで検討し、最終的には河川管理者が判

断する。

Q20 武庫川峡谷の環境調査について、どのような体制でどのような調査を行うのか、委員会に協議してもらいたい。

A20 委員会には報告する。

<主な意見>

- ・ 整備計画原案を作成するのに3年かかるというのと、1～2年というのでは意味が異なる。知事、事務局等のメンバーが変わる可能性がある中で、誰が責任をとるのか不安である。
- ・ 3年経つと提言書の内容が古くなるのではないか。委員会は、国の動き等についていく必要があるのではないか。
- ・ 委員会は追加、補足の提言を出していくこともありうる。
- ・ 3年間の緊急対策に流量観測を位置づけ、基本高水や流下能力の検証・見直しをするべきではないか。
- ・ 3年間という短い期間の緊急対策として、流量観測を位置づけるのは、疑問を感じる。
- ・ 流量観測は緊急対策として行うのではなく、大洪水が発生したときに随時行っていくものではないか。

3) 提言書の概要版(案)については、月末を目途に、委員長、両ワーキンググループの主査、中川委員を中心に、メールでやりとりしながら作成し、印刷部数等については、改めて協議することとなった。

4) 提言書の広報・周知について、協議を行った結果、下記のことを確認した。

説明会は県が主体となり実施することを、委員会は了解するが、次のことを県に要請する。

- ・
- ・ 県は説明会の実施計画を事前に全委員に報告し、委員は個々の判断で必要と思われる地域の説明会に参加できること。
- ・ 県は、説明会で用いるリーフレットの原案を作成した時点で、委員会に報告すること。

各委員は、提言本編の必要部数を事務局に伝えることとし、事務局にはそれに応えるよう要請する。

質疑は以下のとおり。

Q1 提言書本編の印刷時期、配付方法等はどのように考えているのか。

A1 提言書は既に150部印刷しており、今後、県関係部局、流域関係市等に配付し、窓口で閲覧できるようにする。また、ホームページでも閲覧できるようにする。

Q2 概要版の印刷部数等はどの程度を考えているのか。

A2 できあがった概要版のボリュームを見て検討する。

Q3 説明会で用いるリーフレットはどのように考えているのか。

A3 武庫川緊急治水対策の予算150万円で、A3版1枚程度、概算23万部程度を見込んでいる。

Q4 上記のリーフレットまたは提言の内容を特集して「県民だより」に挟み込んで配付することは検討したのか。

- A4 県民だよりへの挟み込みは行わない。
- Q5 住民説明会はどのように行うのか。
- A5 河川管理者が、10～11月ぐらいに、浸水想定区域を中心に小学校区単位程度ごとに説明会を開催し、提言の説明を行うとともに、県の方針を説明する。あわせて住民の意見聴取も行うことを考えている。運営、説明内容の詳細は検討中である。
- Q6 それでは「提言の説明会」ではなく、県の考え方を説明する場ではないか？
- A6 提言の内容と今後の県の進め方を説明する。
- Q7 被害地域何カ所で開催するのか。浸水想定区域外の流域はどうするのか。
- A7 50～60箇所程度を見込んでいる。浸水想定区域外の流域でも説明会を行う。2～3の小校区でまとめて行うことも検討している。
- Q8 説明会をいつどこで行うのか、委員に事前に報告するのか。また、委員は出席可能か。
- A9 市とも相談するが、現時点では、当該地域に住んでいる人だけが出席可能とする「関係者以外お断り」にすることを検討している。
- Q10 提言書の概要版が50～60ページになることは想定内か。
- A10 20ページ程度を想定していた。
- Q11 リーフレットは県が作成するのか。
- A11 県が作成する。
- Q12 リーフレットはいつ頃できるのか。
- A12 まだ具体の完成時期は決まっていない。
- Q13 説明会ではどのようなことを説明するのか。
- A13 説明会は県が原案を作成する作業の一環として行うものである。委員会の提言内容と、それを受けた今後の県の進め方を説明する予定である。
- Q14 印刷した提言書本編を一般配付しないのか
- A14 一般配付は行わない。

<主な意見>

- ・ 提言書の概要版が20ページ程度では、内容が伝わらないのではないか。提言書本編の3割にあたる50～60ページ程度が現実的ではないか。
- ・ 概要版の構成については、章はそのままとするが、項はある程度まとめてもよいのではないか。
- ・ 概要版の内容は、何を広報したいのかによるのではないか。
- ・ リーフレットがA3版1枚では、内容がわからないのではないか。
- ・ 説明会には委員も出席可能とするべきではないか。

2 その他（次回運営委員会の開催日程等）

1) 次回運営委員会の開催日程

- ・ 委員会としては、10月2日（月）13：30から開催することを決定する。
- ・ 出席者は基本的にはコアメンバーとする。ただし、これまでの運営委員会と同様、出席したい委員は参加可能とする。
- ・ 検討事項は下記のとおり
 - 提言書の概要版
 - リーフレットの内容

今後の県の調査検討について、どのようなことを提言するか
武庫川カルテをどのように取り扱うか
委員会の提言と異なる意見をもっている市に対してどのように対応するか

<主な意見>

- ・ 県としては、流域委員会開催の予算確保ができていないこともあり、次回運営委員会の開催は、原案がまとまり、それを流域委員会で審議する前になると考えている。
- ・ 委員会休会中の諸課題への対応は、運営委員会に一任されている。新規ダム環境調査実施など新たな課題も出てきており、原案がまとまるまで運営委員会を開催しないという考えには承服できない。提言書提出の際に、知事は長期間に及ぶ調査検討期間中は、調査の概要や進捗状況などを委員会に適宜報告し、県と委員会の意思疎通を図っておくことは重要であることを確認している。

また、整備計画の技術的、経済的な検討は行政が責任を持って行うべきだが、流域連携に関わるソフト面での提言を進めていくためには流域委員会の役割が大きいことを知事も認めており、調査検討期間中に並行して流域委員会がその役割を果たすことも確認済みである。「予算云々」を理由に、流域委員会の活動を制限しようという県の姿勢は全く承服できない。